

神 建 技 第 697 号
令 和 3 年 8 月 30 日

建設事業外部評価委員会 会長 様

神戸市長 久 元 喜 造

審 議 依 頼 書

下記の事業につきまして、本市で実施しました事業の評価について、貴委員会での審議をお願いいたします。

記

1. 対象事業

裏面「令和3年度審議対象事業一覧表」のとおり

2. 担 当

建設局技術管理課

TEL 078-595-6033

令和3年度 審議対象事業一覧表

番号	事業名	事業採択年度	事業着工年度	事業完了(予定)年度	前回再評価実施年度	行政評価区分		所管課	所管省庁名
						条例区分	再評価区分(国)		
1	神戸市公共下水道事業 ～ひと・都市・地球環境を守り育てる 下水道をめざして～	H27	H27	H31 (繰越によりR2)	—	④	—	建設局 下水道部計画課	国土交通省
2	神戸市公共下水道事業 ～安全・安心のまちづくり～(防災・安全)	H27	H27	H31 (繰越によりR2)	—	④	—	建設局 下水道部計画課	国土交通省
3	神戸市公共下水道事業 ～浸水に強い安全なまちづくり～(防災・安全)(重点計画)	H30	H30	H31 (繰越によりR2)	—	④	—	建設局 下水道部計画課	国土交通省
4	阪神電鉄本線連続立体交差事業 (住吉駅東方～芦屋市境)	S58	H3	R7	H30	④	④	都市局工務課	国土交通省
5	浜山地区 密集市街地総合防災事業	H27	H27	H31	—	④	—	都市局業務課	国土交通省

※条例区分とは、神戸市行政評価条例施行規則において定める、

- ①：国庫補助事業のうち、実施を決定した後実施機関が定める期間未着手であるもの及び実施機関が定める期間継続中であるもの
- ②：一定規模以上の建設事業のうち、実施を決定した後5年間未着手であるもの
- ③：一定規模以上の建設事業のうち、実施を決定した後10年間継続中であるもの
- ④：社会経済情勢の変化等により実施機関が必要であると認める建設事業

※再評価区分(国)とは、国庫補助事業において、

- ①：事業採択後一定期間(5年)が経過した時点で未着工の事業
- ②：事業採択後一定期間(5、10年間)が経過した時点で継続中の事業
- ③：再評価実施後一定期間(5、10年間)が経過している事業
- ④：その他、社会経済情勢の急激な変化等により見直しの必要が生じた事業